

論点の整理(案)

I . 税源の偏在性について

I - ① 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するかについて

I - ② 現在の税源偏在の状況の評価について

I - ③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

II . 税制における是正方策と地方法人課税のあり方について

II - ① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について

II - ② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について

II - ③ 分割基準・清算基準について

II - ④ 地方共同税について

I . 税源の偏在性について

I - ① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて

- 「一人当たり一般財源」で評価することについてどう考えるか。
- 「留保財源＋財源超過額」で評価することについてどう考えるか。
 - ※ 地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方団体が合理的、妥当な水準で行政を行う場合の財政需要と位置付けられており、これを上回る歳入は留保財源又は財源超過額となる。
- 地方団体が提供する行政サービスの大きさについてどう考えるか。
 - 〔 基準財政需要額相当分
基準財政需要額を超える部分
- 一般財源の基準財政需要額に対する比率についてどう考えるか。

I-① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて（続き）

【一人当たり一般財源】

（検討会における主な意見）

- ・ 税の偏在といった時に、一つの税目だけの偏在を問題にするのか、地方税全体の税制としての偏在を問題にするのか、地方交付税制度も踏まえた歳出を一体として議論するのかということを考えることが必要。
- ・ 地方法人課税の偏在が言われるが、財政調整制度も存在しており、一般財源ベースで見た偏在度も含めて考えないと議論が偏る。

【留保財源＋財源超過額】

（検討会における主な意見）

- ・ 財政の余裕度の格差は1人当たりの一般財源の比較では分からず、留保財源と財源超過額の合計額で比較して考えるべき。

I - ① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて（続き）

【地方団体が提供する行政サービスの大きさ】

（検討会における主な意見）

- ・ 税源偏在の是正を考えるに当たっては、税収が充当される行政サービスの大きさを考慮に入れる必要がある。
- ・ 税源の偏在がなぜいけないのかというと行政需要との関係で足りない団体があるからであるが、難しいのはその行政需要について、何をどこまで全国で一律に提供すべきものなのかの評価である。
- ・ 地方法人課税のあり方という点からすると、企業が受け取っている行政サービスとの見合いで偏在を考えるのであれば、昼間人口も踏まえて考えるべき。

【一般財源の基準財政需要額に対する比率】

（検討会における主な意見）

- ・ 一人当たりの留保財源＋財源超過額は偏在度が高いのに比べて、一人当たりの一般財源については偏在度が低いというのはどういうことか疑問。

I－② 現在の税源偏在の状況の評価について

- 地方法人特別税・譲与税がある中での現在の税源偏在の状況についてどう評価するか。
- 地方消費税の引上げにより「偏在性の小さい地方税体系の構築」が行われたとする考え方と、道半ばであるとする考え方の両論があることについてどう考えるか。
- 平成17～18年度の税源偏在の状況を踏まえて、その是正が必要として平成20年度税制改正で地方法人特別税・譲与税を成立させた国会の意思をどのように考えるか。
- 都道府県間の税源偏在と市町村間の税源偏在についてどう考えるか。

I－② 現在の税源偏在の状況の評価について（続き）

【現在の偏在の状況の評価】

（検討会における主な意見）

- ・ 都道府県間の税源の偏在度について、基準をどの時点で採用するかによって変わってくるため、比較の仕方には注意が必要。

【地方消費税引上げによる偏在性の小さい地方税体系の構築】

（検討会における主な意見）

- ・ 社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げは、地方の社会保障財源を確保する措置であり、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われておらず「税制に抜本的な改革」は道半ばであり、さらに消費税・地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な改革を行い、その際に特別税制度を廃止すべきと考えられる。

一方、次の消費税増税の機会は今先であり、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を抜本的に見直すべきではないか。

I－③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

- 法人課税の動向についてどう評価するか。
- 税制抜本改革に伴う地方消費税の増収をどう考えるか。

【法人課税の動向】

(検討会における主な意見)

- ・ 26年度以降を考えると、景気回復による税収増、地方消費税の増で20年度の地方法人特別税・譲与税創設時の偏在の状況がにわかになくなった訳ではない。

【地方消費税の増収】

(検討会における主な意見)

- ・ 地方消費税の増収が、交付団体では交付税の減少と相殺され、不交付団体ではそのまま財源超過額に乗ってくることを考えると、財政力の格差が縮小するとは言えない。
- ・ 地方消費税が増えると財源超過額が増える団体がある一方で、交付団体は臨時財政対策債が減るのみという指摘があるが、ではなぜ地方消費税の配分の際、全部交付税原資にしなかったのかということになってしまう。
- ・ 地方法人特別税・譲与税を廃止しても地方消費税が引き上げられれば、基準の見方によって、偏在度が高まるという意見と、現在より高くないという意見があるが、どちらが正しいのか。

Ⅱ．税制における是正方策と 地方法人課税のあり方について

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について

- 法人も「地方の行政サービス」の受益を受けている以上、それに見合った税負担が必要であるということについてどう考えるか。
- その際、地方税において法人に税負担を求める上でどのような点を考慮すべきか（応益性・応能性）。
 - ・法人住民税均等割
 - ・法人住民税法人税割
 - ・法人事業税（外形標準課税、所得割） 等
- 都道府県と市町村の法人課税をどう考えるか。
- 地方の法人所得課税についてどのように考えるか。
- 今後の法人課税の動向について、その影響をどう考えるか。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【法人が受ける地方の行政サービス】

（検討会における主な意見）

- ・ 地方法人二税は、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うために当該サービスを受ける法人に課税するもの。
- ・ 地方法人二税が課税自主権を活用した税源涵養インセンティブの機能も果たしていることに留意すべき。

【法人に求める税負担】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税、法人住民税は地域の構成員である法人が行政サービスの経費を負担するという考え方に基づく税であり、歴史的沿革を見ても、地方税としてそれぞれ重要な役割を担っている。
- ・ シャウプ勧告により創設された附加価値税は施行されずに廃止されたが、応益性の原則、負担分任原則から見て望ましい外形標準課税としての側面があり、最終的に法人事業税の外形標準課税として実現したという歴史を考える必要がある。
- ・ 事業税と住民税は分けて議論を進めた方がいい。外形標準課税導入後、事業税の偏在度は住民税の法人税割と比較してかなり安定している。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【外形標準課税】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人の行政サービスからの受益の測定や特定は難しい。便宜的には、物税として外形的な基準で課税することが望ましい。
- ・ 法人事業税については、中小法人の負担に引き続き配慮しつつ、税収の安定化、偏在の是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当。
- ・ 付加価値割の割合を拡大することで偏在是正効果が期待できるのであれば、税制の中で偏在是正のためにやれることはやる必要があるのではないか。
- ・ 外形標準課税は仕向地課税にはできず、国境調整ができないことから国際競争には不利。拡大することが日本経済にとって本当によいか。また、所得課税が減って企業の空洞化が防げるという効果は必ずしもあるとは言えないのではないか。
- ・ 法人課税は法人が現に受けている行政サービスの見合いという点からすると、各地域の赤字法人は負担していないという議論になり、そうすると外形標準課税を拡大していけばいいということになるが、現実にはなかなか厳しい。
- ・ 実効税率は外形標準課税の拡大により引き下がる。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【都道府県と市町村の法人課税】

（検討会における主な意見）

- ・ 地方団体は法人に選挙権がないので安易に負担を求めるとの議論があるが、法人は地域にとっては巨大な存在。地方団体（都道府県・市町村）の基幹税の一つとして地方法人二税を維持していくことが適当。
- ・ 法人には投票権が与えられず、課税の意思決定に関与できない問題がある。法人と株主が同じ地域内に所在する可能性が高まることから、法人課税は広域の政府が行うことが望ましい。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【地方の法人所得課税】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人所得課税は景気により税収が大きく変動し、税源の偏在も著しいことから、地方税の基幹的税目としては不適當。
- ・ 法人所得課税を強化すると法人が逃げるため租税輸出が生じうる。また、税収に占める法人課税のウェイトが高い場合には巨大企業の動向が自治体の財政状況に影響する。
- ・ 企業の活動は、その従業員の生活を含めて特定の地域の中で完結することはまれであり、地方法人所得課税は各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべき。

Ⅱ－① 地方の行政サービスに対する法人の税負担について（続き）

【今後の法人課税の動向】

（検討会における主な意見）

- ・ 法人課税の問題は地方税の中で自己完結せず、グローバル経済に関わる問題。法人実効税率を下げるべき。
- ・ 経済界は税率を引き下げることで国の経済成長や国際競争力を高めるとの主張であるが、必ずしもそうとは限らないという考え方もある。法人税率は競争力の一つの要素に過ぎず、代替税源がなかなか見つからないのに減税をすることで社会的なインフラや行政サービスを切り捨てるリスクもある。
- ・ 法人実効税率を国際比較して、日本は地方の法人課税の負担が大きいという議論があるが、地方が対企業の行政サービスを担っていることを同時に考えないと議論できない。
- ・ 今後、成長戦略の視点による改革に的確かつ機動的に対応するためには法人所得課税を国が一元的に管理することが望ましい。

Ⅱ－② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について

- 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について、どう考えるか。
- 税制でどの程度まで税源の偏在と財政力格差の是正を追求すべきと考えるか。
- 地方法人特別税等に関する暫定措置法については、「偏在性の小さい地方税体系の構築」までの暫定措置であると考えてよいのか。

Ⅱ－② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について(続き)

【税制、地方交付税及び譲与税の役割分担】

(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人特別税・譲与税の導入は緊急避難的な措置としてやむを得なかったと思うが、個別の税について税収の配分を調整することが、財政調整制度として地方交付税がある中でどこまで許容されるのか。
- ・ 税制に財政調整機能を組み込むことは、あるべき地方税の原則から離反するおそれ大きい。財政調整は地方交付税によることが望ましい。
- ・ 今の地方法人特別税・譲与税の制度自体は、課税自主権の問題や偏在のことを考えてもやはり無理があり、もしこのまま残すのであれば、考え方を整理してわかりやすくしなければならない。
- ・ 地方税は地方税で原理原則を通せばよい、財政調整は地方交付税で行うのだからという意見があるが、それができるのであれば、苦労はしないというのが、平成20年度の特別税・譲与税創設の際の議論。原理原則を通せない状況において地方譲与税を使わざるを得なかったという経緯も踏まえて議論すべき。
- ・ 税の世界では筋を通すということが非常に重要であるが、譲与税という枠組みを使って、交付税では調整できない不交付団体と交付団体間の調整をすることは可能なのではないか。
- ・ 財源超過額が特に大きい団体の存在を前提とすると、不交付団体を含めた地方団体間の財政力格差の縮小のためのメカニズムを、地方税内部に入れることを考えるべき。

Ⅱ－② 税制、地方交付税及び譲与税それぞれの役割分担について(続き)

【税制による税源の偏在と財政力格差の是正】

(検討会における主な意見)

- ・ 偏在性をなくすという場合に、一つの税だけでやるかどうか。もともと税の偏在はどうしても存在する。

【地方法人特別税等に関する暫定措置法】

(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人特別税・譲与税は消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税率の引上げに併せて廃止されなければならない。
- ・ 社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げは、地方の社会保障財源を確保する措置であり、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われておらず「税制に抜本的な改革」は道半ばであり、さらに消費税・地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な改革を行い、その際に特別税制度を廃止すべきと考えられる。
一方、次の消費税増税の機会は暫く先であり、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を抜本的に見直すべきではないか。(再掲)

Ⅱ－③ 分割基準・清算基準について

- 複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するための地方法人課税の分割基準や、最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるための地方消費税の清算基準についてどう考えるか。

(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人課税の分割基準は、あくまで行政サービスの受益と負担の関係の中、あるいは税源の所在地と税収の帰属地が一致する形での基準でなければならない。財政調整手段を組み合わせる形で分割基準を用いることは、税の論理ではなく、再分配の論理がまざり分割基準を歪める。
- ・ 税の世界では筋を通すということが非常に重要であり、分割基準や清算基準に財政調整の観点を持ち込むことは避けるべき。

Ⅱ－④ 地方共同税について

○ 地方共同税についてはどう考えるか。

(検討会における主な意見)

- ・ 地方法人課税又は地方消費税の一部を、「全都道府県共通の課題のために課す税」である地方共同税と位置付け、客観的指標により配分してはどうか。
- ・ 税源の所在地と税収の帰属地が一致しない地方共同税は、受益と負担の関係を断ち切り、地方の課税自主権を自ら否定するものであり、もはや地方税とは言えない。